



みんなが思い合える場所をつくるのは、みんなです。

「人権」とは、誰もが生まれながらに持っている「しあわせに生きる権利」のこと。
もしかしたら、普段の生活の中でも気づかないうちに周りを傷つけ、
相手のしあわせに生きる権利を奪っていることがあるかもしれません。
いま、一人一人が人権についての正しい知識と、寄りそう気持ちを持つことが求められています。
まずは気づくこと、そして思い合うことから始めてみませんか。
しあわせに生きられる場所は、みんなの思いでつくられます。

2022年4月1日から「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。

この条例は、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的に、
県、県民及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めています。

インターネット上の誹謗中傷等の
未然防止及び被害者支援

本邦外出身者に対する
不当な差別的言動の
解消に向けた取組の推進

部落差別の解消に向けた
取組の推進

性的指向及び性自認の
多様性についての理解の増進等

愛知県人権相談専門ダイヤル 052-954-6806



詳しくは
人権推進課Webサイトを
ご覧ください。

